

第六回

参議院經濟安定・大蔵・通商産業連合委員会會議録第二号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○外國為替及び外國貿易管理法(内閣提出・衆議院送付)

午前十一時九分開會

○委員長(佐々木實作君) 委員会を開会いたします。連合委員会の第三回になると思ひます。議題は外國為替及び外國貿易管理法であります。この際ちよつと御報告申し上げますが、一昨日までは予備審査で審査しておつたわけでありましたが、昨日衆議院は議決してこちらに廻付されたのであります。従ひまして本付託になつておりますから、その点御報告申し上げます。一昨日に引続きまして一般質疑を継続したいと思ひます。質問のある方はどうぞ。

○小畑實夫君 本法の目的が第一條に「國民經濟の復興と發展とに寄與する」ということでありまして、尙第四十八條の第二項にも「國民經濟の健全な發展」ということが望まれておるのであります。この「國民經濟の健全な發展」ということについて、通産大臣の構想をお伺いしたいと思ふのであります。通産大臣は過般シート氏と会見した際に、將來の日本經濟の構想について意見の一致を見た、尙ほのかに聞くところによれば、稲垣通相が非常に面目を施したということに耳にするのであります。これはどんな經濟機構であるか、具体的に言へばこの法案では、日本の農業の將來であるとか、日

本の鉱工業、或いは機械工業、纖維工業等がどんな形をとることを以て健全な國民經濟と考へておられるのか、各産業間の均衡が非常に破れるというふうな場合も予想されるのであります。が、このような点について一つ大臣の御所見を承りたい。

○國務大臣(稲垣平太郎君) 私がシート氏と話をしたことが新聞に書いてあるのですが、新聞には日本の産業の構想というが、構成について話合つたというように書かれておつたわけでありまして。併しこれはいろいろの面に亘つてお話をしたのであります。中には申上げかねる問題もあり、又お互にこの問題は当分話をしないようにしようじやないかといったような覚めもありましたので、シート氏の話がどうであるということはちよつと私申上げかねるのであります。ただ我々が話合ひましたことは、どうしても日本の産業、ことに私は主としてそのときには鉱工業の問題について話をいたしましたのであります。勿論日本の産業のあり方が大體においてどの道へ行くかということ、私は、私はこの前も何かの機会に申上げたのですが、私は結局ブライス・フアンクシヨンを行われるのだ、それでおのずから著書とどこに落着くかという一つの筋と、それからして日本の國民生活の上に立ちまして、そうしてここにも言つてあるように、「健全な發展」といいますか、その点から一応の筋を設けなければならぬ。その企画、筋と、規模と、それからして今のおのず

から國際價格の作用するところによつて決まるので、産業のあり方を調整して行くということが必要である、かように考へるのであります。そういう意味で、或いは日本の將來は延びて行くべき産業について外資を入れるというふうな問題についても話を触れたような次第であります。例えば今小畑さんの御質問のような、農業、或いは水産業、或いは化学工業、鉄工業といったような部門についての細かい考え方全体を話合つたわけではございません。ただ私といたしましては、やはり一応の日本の産業のあり方については十分検討をいたすべき必要があると思ふのであります。而もそのあり方は、先程申しましたように、一方においてブライス・フアンクシヨンにおいて、又一方においては今のところから國民生活の全般の上に一つの希望としてその範疇内において、片方は價格の操作によつて決まつて行く、かようなことになつております。

○小畑實夫君 そこで輸入と國民經濟について尙大臣にお伺いしたいのです。が、実はこの問題は本會議でも質疑をしましたが、ここで詳細にお示し願ひたいと思ひます。本法案によりまして、輸入は自由になるけれども、政令の範圍内で承認を受けることになつております。自由になるという、勢い写真その他不要不急な品物が輸入されることもあるだろうし、又国内で生産されております品物と競争關係の商品の輸入も当然に起ると思ひます。一昨

日も交渉人の吉田さんが何かの意見に、輸入が自由になると我が國の産業の中には非常に苦境に立つものができると言つておつたやうであります。が、私もこの点を心配するのであります。我が國のような國柄としては、できるだけ輸出を自由にするのが望ましいのには違ひないのであります。が、一挙に國際經濟の中に放り出され

ますと、そこに大きな混亂が起るのではないかと。これについては本法案並びにこれに基く政令としてはどんな用意をしておりますか、これを先ず第一にお伺いしたいと思ふのであります。が、私共の通商委員会では曾て通産局の次長からちよつとお伺ひしたのでありますけれども、尙この際もう一回お聴きたいと思ふのであります。

第二にかかる対策としていつも考へられることは關稅であります。現在の關稅はどうなつておられるのか、重課税については差当り大きな問題はないやうであります。が、重課税は物価の上昇に伴つて殆んど無税にまで近いといふやうか、輕くなつておつて、殆んど保護の役割を果してないのではないかと考へられるのであります。これを訂正する意思はありますか、その訂正ができるとしていつごろに予定されているかというやうな点であります。

第三に、日本もやがて國際貿易機構に入らなければならぬが、それは講和會議後になるのか。又國際貿易復興憲章と称せられるものによると、やはり自由貿易を主体として保護關稅を

できるだけ少なくするようになるのであります。が、我が國として如何なる産業の保護を必要とし、且主張されるのであります。か。

右の三點は本法案によつて我が國が國際經濟に入つて行く場合、頗る重要な意義を持つと考へますので、通産大臣の懇切なる御指導をお願いいたします。

○國務大臣(稲垣平太郎君) 第一點の問題であります。これは御承知のやうに、そこに輸入の爲替をどう操作すべきかということで、委員会において検討すべき問題があると思ふのであります。この点の品種について大體どういう想定をしておるかということについては、通産局長からお答えいたします。

第二点については、關稅の問題はこれも御指摘のやうに非常に重要な問題であり、殊に従来の關稅が重課税を重量税にいつたやうな問題があると思ひます。この点は大臣省において我々の方と連携を取りながら研究をいたしておるのであります。この点については大蔵當局なり或いは通産省の係官からお答えいたさせます。

それから第三點は、この問題は、御承知のやうにまだ講和條約が済んでいないのでありますから、いづれ講和條約が済んだ後に、その問題はあつたから起つてくる問題だと存するのであります。

ただ今回の外國為替及び外國貿易管

理法案というものは一つのそれに対する一箇の準備である、かようにお考えを願つてよろうと思つたのであります。我々もできるだけこの協定に入り得るよう、できれば保護障壁を設けないでやり得る態勢に、国内産業を私は持つて行くことがいふ／＼な点から申しまして必要であらうと存するのであります。ただ先程も私が申し上げましたように一方において、国内全体の国民生活に対する観点から、一部どうしても保護的な関税を加えなければならぬことも生ずるかと思つたのであります。我々の産業構成がこれに堪え得るような形に産業の合理化なり、或いは産業の規模なりが決定されるようにしなければならぬと考へておるのであります。

○政府委員(武内龍治君) この輸入が民間貿易輸入になりますと、国内産業が非常に悪い影響を蒙つて疲弊するのではないかと、こういうお尋ねであります。輸入が民間貿易になりますと自由になるわけでありまして、それは外国為替の割当を閣僚審議会でしたし、すときに、品目等に亘りましてどういふものを入れるかというのを決定するわけでございます。その際に、やはり国内で相当生産が行われるというやうなものは割当が行われぬ、或いは割当が少くなるというやうなことに相成ると思つたが、これはこういうやり方で国内の産業を保護して行くことがいふ／＼悪いことかという問題は当然あると思つた。それよりは関税その他によつてそういう保護をするというところが、先ず第一に考えられる手段かと思つたのであります。差

当りはやはり国内でそういうことも考へて、本間に必要な物資だけに外国為替の割当が行われる、殊に重要な産業の根本的な資材につきましては、早い者勝ちでない需要者、企業者への割当が行われることになるかと思つたのであります。そういうことになりまして、れば外国為替予算の作り方と相俟ちまして、その御心配のやうなことはないだろうと、こういうふうにお考へております。

○木村義八郎君 それに関連して質問を一つ通産大臣にお尋ねしたいのであります。只今小畑さんから通産大臣に對して、今後の日本経済の構成とあり方について御質問があつたのであります。大体そのブライス・フランクシヨンによつて産業構成なり、そういうものを決めて行く、こういうやうなお話であつたのですが、これはまあ非常にこの前の委員会でもお尋ねしたのでありますが、これ迄の政策の重点で非常に重要な問題だと思つたのです。そこで伺ひたいのですが、ブライス・フランクシヨンによつて日本経済の今後をやつて、という場合に為替管理とか為替を集中するとか、それから只今の政府委員が御答弁になつたやうに重要産業について特に為替をこれを割当するといふやうな、そういうこの統制的な、計画的なことをやつていたら、それは矛盾するのじやないかと思つたのです。ブライス・フランクシヨンによつて、日本経済が自然に決まつて行くといふ、こういう考へと、この為替管理といふものは矛盾しやしないですか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これは私、さつきも一方でブライス・フランクシヨンによつて、又一方で国民生活の規模といふことを土台にいたしまして考へるというのを言つたのであります。私はブライス・フランクシヨンだけで行くといふことは、お答えいたしておりません。小畑さんにもさういふ申しております。ただ私は産業が日本で成り立つて行くか行かないかといふことは、要するにブライス・フランクシヨンによつて決まる、それは木村さんもお同感だと思つた。ただその場合において国民生活の全体の上に立つて、これはどうしてもこの産業は日本で育成するといふか、助長といふか知りませんが、保つて行かなければならぬ。こういう面はいわゆる国民全体の上において考へらるべきものでありまして、そういう面におきましては、いろいろとその線に即つて行かなければならぬ。かように考へております。仮に例を申し上げますといふと、鉄鋼業が日本においてブライス・フランクシヨンの上から保つて行くことが困難かも知れないという面があるのであります。これはどうしても日本の機械工業なり、或いはその他の関連において、どうしても或る程度の日本の鉄鋼業といふものを育成しなければならぬといふことが、ここに結論が出て来ると思つたのであります。必ずしも私はブライス・フランクシヨン全体で行くといふことは言つておりません。一方に産業のあり方といふものは何で決まるかといへば、これはおのづから国際市価に牽引されて、これはどうしても堪えられない、産業といふものは、立とうとしても立ち得ないものがあると思つたのであります。ただそれは他の一方では今申し上げたやうなことによつてこれを抑えて行く面もあり得る。こ

○木村義八郎君 それだけではどうも疑問がまだ解けないのです。今の御答弁の範囲では一応分つたのですが、そのすると自由経済とブライス・フランクシヨンといふものは一応限界があると思つた。それ一本でいけぬ。限界があるという御答弁だと思つたのです。が、その場合そういう重要産業以外について、日本経済全般について例へば物価水準その他が上がつたやうな場合、ブライス・フランクシヨンによつて、日本の経済を調整して行くといふ場合には、当然為替相場が下がらなければならぬ。又日本の物価が下がつた場合には、為替相場は上げなければならぬ。ところが為替相場は三百六十円で固定しておる。固定しておる場合に、ブライス・フランクシヨンだけで日本経済の大勢の水準を決めて行く、こういうことは非常におかしいと思つたのです。為替相場がそこに或るエラスティシイがあつて、日本の経済の変動に連れて為替相場が動かなければ、私は通産大臣が言われるやうなふうに行かないと思つた。若し為替相場を動かさないで、おいて、そうして海外物価がうんと下がりました場合には、日本の経済が堪えられない程産業合理化、コスト切下げをやらなければならぬと思つた。それではこれは非常な矛盾が来ると思つた。為替相場をどういふふうに今後考へになるのか。為替相場を動かさないで、おいて、そうしてブライス・フランクシヨンによつて日本の経済を調整しようとする、日本経済の自主性といふものが、堪えられない程合理化をやらなければならぬといふ事態が出て来ると思つた。価格だけで調整して行くといふと、そういう場合に為替相場の地位といふものは、これを今後どういふふうにしてもつて行くか。又どういふふうにして操作して行くか。これを要するにどういふふうで固定して行くのか。お伺ひいたしま

○國務大臣(稻垣平太郎君) これは私も今の木村さんのお話の通りブライス・フランクシヨンで行くといふ場合には、結局為替相場は、いわばそれに伴つて動いて行くといふことは、これは無論いわれる自由の見地からいつてこれは当然だと私は思つた。あなたのお説にその点については全く御同感であります。但し今日の情勢におきまして、只今我々はこの三百六十円のレートを変えないといふことを申しておりますので、この今のブライス・フランクシヨンでこの日本の産業のあり方が決まるという問題と、その問題と、私は別個に考へて一向差支えないと私は思つております。或る程どうしても国際物価がうんと下つて日本の品物が売れない。その売れない品物は全部合理化に轉寄せるといつても、合理化がでないのです。こういう面が起る場合があり得ると思つたのです。その場合には日本の為替のレートは動かさなければならぬという面が私は来ると思つたのであります。無論そういうことは認められると思つた。ただ今の場合におきましては、私いつか本会議でも申し上げましたやうに、為替のレートを動かすといふこと自体が一面において、折角足踏みをしかつたインフレーションを再発する虞れがある。こういう意味において、そうして尙日本の企業が十分今の国際通貨と考へ合して、尙企業

の合理化その他の方法によつて十分賄い得るということを考へておられますが、レイトはそのまま維持して行きたい。こういうことではありません。レイトを動かさない、動かすものぢやないという原則に立てば、今お話の御指摘の通り矛盾があると思います。その点は十分認めます。これは併し動かすこともあり得ることを考へなければならぬ。

○木村福八郎君　ところがですね。その通産大臣の御心配になるようなことが、この法案にあるわけなんです。それはこの提案されたとき、この通産基金に加入する。ブレトン・ウッズ協定に加入するということを前提として第二條、第七條を挿入してあるということですね。ブレトン・ウッズ協定に入つたらどうなるかは勿論御存じの通りと申すのです。為替相場の操作するマジックが非常に狭いわけですね。非常に入超になつて、為替相場が引下げたてでも引下げられない。又国際貿易憲章に入れば、そういう場合には入超に困つた赤字の国に対しては、国際金融機構から資金を融通してやつて、そうしてマイナスのポジションをカバーしてやるから、為替相場が維持できる。こういうふうになつておるようですが、そういうことが實際可能であるかないか。可能でないのにブレトン・ウッズ協定に入つてしまつた。ところが日本の貿易はしつちゅう入超で、為替相場を安んずることも、理事国の承認がなければ変えられないと、こういうことになる。非常に大きな問題です。御承知と思いますが、ブレトン・ウッズ協定を決めるときに、アメリカのホワイト案とイギリスのケインズ案が対立した

のは問題はそこにあつたと思ふのです。ケインズはイギリスがあつた中に、ホワイト案通りになつてしまつたら、イギリスの為替相場の自主性が崩れるので、ケインズは飽くまでも自由為替を主張しておる。そうして決済としては他の方法によつて決済する。クリアリングによつて決済する。こういうことをケインズは主張したと思ふのです。それで妥協によつて大体一割の範囲内において上下に変動し得るといふこの程度に妥協したのですが、私はこの法案がそういう非常に重大な内容を持つておる法案であるに拘わらず、そういう案は一体研究されて立案されたものかどうか。それから若しか講和会議に入つて講和会議ができてからブレトン・ウッズ協定に入つたならば、何もこの二條、七條なんて今から予定して、私は挿入して置く必要はないと思ふ。そのときに改めて考へる。又そのときにどういふ形において日本はブレトン・ウッズ協定に入るか、これは慎重に考へなければならぬ。これはやはり国会あたりに提案して貰つて、国民が相当真剣に考へて入らなければ大変なことになると思ふのです。その点通産大臣はどういふふうにお考へになりますか。今の為替相場の自由変動といふものと、通産大臣の言われるように、大体価格作用によつて日本経済の産業構成なり、そういうものを決めて行く構想を持つておられるとしたら、この点は矛盾するのです。この点についてどういふふうにお考へになつておるか伺いたい。

○國務大臣(稻垣平太郎君)　これはあなたの御指摘のようにブレトン・ウッズ協定に入るといふ場合には、よほど

いろ／＼の問題が私は起ると思ひます。それは御指摘の通りだと私は思ふのであります。この際において我々としてどうするか。或いはこの為替のカーブする資金の問題もありましようし、或いはどの程度に一体変動を認めさせるか、今の協定の範囲内に入る場合において、いろ／＼な点について検討しなければならぬ問題が沢山あると思ひます。ただここにこれは別にそれを想定してということではありませんけれども、一応とにかく入り得る体制を整えようということでありまして、これはすぐこのままで入つて行くといふことではないのでありまして、その準備として一応この規定を設けて置く、こういうことと御了解を願ひたい。

○木村福八郎君　その入り得る体制といふのが、具体的にどういふことを意味されておるのか、それが問題だと思ふのです。その具体的にブレトン・ウッズ協定に入る体制、この間安本長官に質問しましたら、安本長官は、この法律案自身がそうだと、こういうふうにおつしやるのですが、それは具体的にどういふふうになつておるのか。例えばブレトン・ウッズ協定に入るには金或いはドル出資が必要だと思ふのです。それで必ずこれは為替変動の自由その他が制限されておるから、それに對してこちらではどういふ用意を持つておるか。又日本の今後の通貨制度を一体どういふふうにして行くか、そういう用意といふものがなければ、これだけで参加体制を作つて行くといふふうには言えないと思ふのです。これ以外にそういう準備と研究がある答

えなんですけれども、私は不用意にこんな大きな、非常に大きな法案です。会期が切迫したときに、今後の日本経済の構成を決定するようになつた大きな法案が突如としてこういうふうに出されるというところは、我々に取つて非常に迷惑であるし、そのくらいに十分な用意がなければならぬと思ふのですが、そういう十分な用意をお聞きすれば我々納得するわけなんです。具体的にブレトン・ウッズ協定への参加体制を作るといふことは、どういふふうな形において作られて行くのか。その点お聞きして置きたいのです。

○國務大臣(稻垣平太郎君)　私への関連でお答えいたしますが、これは無論今あなたの御指摘のブレトン・ウッズ協定へ入るといふことになりまして、いろ／＼な点において、第一基金の問題、それから一体それが我々今の日本としてできるのかできないのか、こういう大きな問題があります。これは或いはクレジットによつて設定するといふ問題も考へられましよう。或いはいろいろ考へ方もあると私は思ひます。それからその他いろいろな準備体制が私は必要だと思ふのです。ただこれを説明するときに、ブレトン・ウッズ協定へ入る一段階であるという御説明を、私恐らく申上げたと思ひますが、これはこのまま入つて行くといふことではないと私は思ふのであります。ただこの中に盛り込んでおられますところの、いわゆる自由貿易だといふ観点から、私は一応のこれが一つのそれへ入つて行く一段階である、こういうふうには御解釈を願つてよろしいかと考へます。

○木村福八郎君　そのブレトン・ウッズ協定へ入るといふことが、自由貿易という形になつて行かないといふことを私は言つておるわけなんです。それは協定へ入れば非常な制限があるのだといふことなんです。で私はどうしてこういうふうには御質問するかと申上げますと、私としては、ブレトン・ウッズ協定へ入らない方がいいと思ふのです。これは希望ですけれども、入らないで置いて、そういう入らない形において、外国からの借入金その他ができれば、これが私は一番理想だと思ふのです。そういう意味においてブレトン・ウッズ協定へ入るか入らないかといふ問題が一つあると思ふのです。そういう今後の貿易、或いは為替、それから外資の輸入の問題と関連して、ブレトン・ウッズ協定へ入つた方がいいのか、入らない方がいいのかのために必要があると思ふ。で止むを得ず入らざるを得ないといふならば止むを得ないかも知れませんが、それにしても制限については相当緩和されるような要求、或いは主張を一応すべきであつて、その立案のための準備研究は十分して置かなければならぬと思ふのです。こういうものは一体できておるか、私は安本長官にお伺ひしたいのです。ブレトン・ウッズ協定に入つた方がよいのか、入らない方がよいのか、その点についてお伺ひしたい。

○國務大臣(青木憲義君)　木村さんのお尋ね、誠に御尤もでございますが、今我々がこの法案を作ります目標としておられるところは、大体において世界の大勢である、国際経済の大勢であるといふ、ブレトン・ウッズ協定とは申しませんが、国際通貨基金への加

入といふことを目標として、それを趣旨としてこの法案が作られておると、こういうふうにならなければならぬ、ブレトン・ウッズ協定へ直ちに参加するか、参加できるかできないかというような問題は、まだ相当残されている問題でありまして、今我々が仮りにそれを想定して考えてみても、あなたの十分御承知の通りに、日本がバランスのとれるところの貿易が手放してできるかどうか、仮りに加入いたしましたところ、その基金の範囲で日本の貿易が継続できるかどうかということ、今日木村さん御自身お考えになつてみて、一体それがいつできるかと、こういうことでもあります。これはなかなかタイムの問題もございまして、我々がこれから考えて参りますには、この国際経済の大勢である通貨基金への加入態勢という目標で進んでおるのだと、その一段階であるという考えでこの法案を提出しているのだと、こういうことでもあります。

○木村福八郎君 私は、どうも單なる目標だけとは考えないのです。それならば、この條文に第二條、第七條に具體的に規定してあるのですから、その前に、ブレトンウッズ協定へ入つてよいのか悪いのかと、こういう問題が決まらないうちに、とにかくこういう具體的に第二條、第七條がそれを予想して、これを立案されておるといふ御説明であつたのでありますから、これは單なる目標という意味ではなく、もうそつちの方向へどん／＼行くのである。これは今後の單に経済問題だけでなく、私は講和の問題、それから今後の日本が集団保障に行くのか、或いは永世中立に行くのか、そういう大きな今

後の日本の、何というのですか、安全保障の問題とも私は関連して来ると思ふのです。そういう意味で、單なる目標……。もう目標を決めたらそつちの方へ行つてしまふわけなのですが、この法案は甚だ漠然たるものなんではないか。

○國務大臣(青木幸義君) この法案は、今おつしやるように、問題は、講和の問題とか、そういう問題が横たわつておりました。但し、この法案といたしましては、先ず日本がローガン構想等に基づいた、今までの相当厳格な管理貿易から自由貿易へ移行して行く一つの過程として、取敢ずこういう方法で外国取引が行われると、こういうことのためにこの法案ができましたので、勿論これから先講和会議等、それらの問題の解決されますと共に、この法案についても、恐らく多少変えて行かなければならぬとか、或いは相当に変えなければならぬということが起るかもしれません。併しながら、この段階におきまして、我が国が外国貿易の促進を図ると、こういうことの線から考えますれば、やはりこの目標としての、又我々が想定いたしました通貨基金への加入態勢ということはこの法案ができておると、こういうことは言えると思ふのであります。

○木村福八郎君 どうもその点はつきりしないのですが、この條文にそういうことを想定して二條、七條を設けたことは、講和会議のできる前に、そういうブレトンウッズ協定とか、そういうものに加入する可能性を予定しておられるのではないのでしょうか。例えばイタリーなんか、講和会議以前にブレトンウッズ協定に参加を許されてお

ます。それで、非常に法案の提出を急がれたということ、そしてこの中にはそういうブレトンウッズ協定を予想させる二つの條文が入つておるといふこと、そういうところから推して、どうも講和以前に入つて行くことを急がれておるのではないかと、そこで、それにはいろいろ準備もあり、又いろいろな対策も必要になつて、ひそかにそういうことはもう研究されておるのではないかと、こういうふうな考えられるのですが、この点はどうなんではないか。

○國務大臣(青木幸義君) お言葉でございますが、今の進行過程といたしまして、又これに随伴いたします諸般の事柄につきましては、我々としても今後逐次研究を遂げて参らなければいけません。いろいろこれまでの折衝過程といたしましては、この條項の範囲で一応進行させたいと、こういうこととでございます。

○木村福八郎君 それではもう少し具體的な問題について伺いたいのですが、この法案を実施する結果として、外国銀行も為替を扱う、日本の銀行も扱うことになりまして、外国銀行の地位が日本の為替銀行の地位に比較して、實際の取引上において非常に強くなるのではないかと、こういうことが危惧されておられますが、この点はどうなんですか。

○國務大臣(青木幸義君) これは恐らくこの項目の中でおっしゃると思いますが、私は外国銀行或いは外国商社、そういうものが、例えば金利とか何とかいうものから見れば、相当強い態勢にあると、いわゆる日本の現状から言え

ば、金利は高いし、又産業面におきましても資本の蓄積が乏しいとか何とかいうような意味から考えますれば、そういうことも一応考えられると思ひますが、できるだけ国際経済への牽寄せという点からその調和に努力して参りたいと、こういうことでござい

○木村福八郎君 この点木内さんに一つ御答弁願ひたいのですが……
○政府委員(木内信胤君) 外国銀行の方が非常に有利になりはしないかということは、いろいろ機会にいろいろな方から御質問があつたと思ひます。この法案は例の属地主義によりまして、平等の立場に扱うのであります。即ち法律的に見れば、その間に逕庭はない筈であります。ただ實際上に、やり方によつては彼らの方が有利とするところは、ロンドン、ニューヨークの安い金利というものを使えるということとを有利とするのです。これについて

は、彼らはその代り円資金がありまして、円の資金を取手するために、ロンドンの資金を売るとか、或いは直物で売つて先物で買ふとか、そういうようなことによつて円資金を作るといふ手は彼らにあるわけでありまして、そのときに、ただ資金を売つただけでは彼らとしては円の買持ちということになります。為替のリスクを侵しますから、普通の銀行のやることとしてはそれはやらない筈であります。期近物を売つて先物を買ふということ、円資金を調達したいという希望が必ず出て来るだろうと思ひます。そのときに、期近物と先物とでは金利差を織込んで相場をつけることができます。それで若干の金利を取ることにすれば、彼らのコス

トというものは、日本の資金コストに鞘寄せすることができるのであります。これは一に運用にかかつておるのであつて、この法律は、如何ようにもそこは操作できる道があつております。今後それを善処したいと考えております。

○木村福八郎君 今のお話で、果してそれになるかどうか、實際の問題について非常に危惧されておるのですが、その問題は一応それとしまして、すね、この法律では外貨をドルとポンドの二つにしているわけですね。大蔵大臣が外貨を指定する場合、これはドルとポンドと二つだけなんですか。
○政府委員(伊原隆君) さうでございます。
○木村福八郎君 そうしますと、すね、例えば中国との貿易がだん／＼予想されて来る場合、これはどうなりま

政府が作られた物資需給計画と大分違つて、最近新聞なんかには、有効需要を基にした生産計画、需給計画というものが、たび／＼新聞に出ておりますが、最近のですね、外貨予算を規定するに見合うところの物資需給計画があまりにならなかつたら出して頂きたいと思ふのです。

○國務大臣(青木孝義君) その点につきましては、貿易局長からお答えいたしますことにいたします。

○政府委員(谷林正敏君) 只今お尋ねの、これを作るに当り需給計画というものは、それから最近の有効需要を勘案した需給計画、これはお尋ねの通り勿論これを、この予算を作るに当りましては、国内の需給計画、それから国内の、その外の輸出に対する需要度、それから滞貨その他を考慮に入れて作らなければなりません。それで当然一月一日から輸入は発足することにつきましては、そういうようなすべての計画を樹立いたしまして、それによつてやることは当然であります。まだその方は各省関係者、その他と交渉中並びに資料蒐集中であります、まだ分つておりません。

○木村義八郎君 有効需要を基にしてですね、いろんな需給計画とか生産計画を立てる場合ですね、これは計画といふものは立てられるかどうか、安本長官にお伺いしたいのです。

○國務大臣(青木孝義君) 御承知だと思ひますが、この有効需要の測定といふことを経済安定本部の作業として、七、八月頃からやつて参りました。そこでその有効需要の如何というやうなことによつて、このデイス、インフレ政策といふのですか、日本のイン

レというやうな問題がいろいろ／＼言われしておりますが、どういふこの有効需要の状況であるかといふことから、いろいろとその有効需要をどうつけていたらいふかといふことの検討をいたして参つておるのですが、そういうことも、国際貿易の場合におきましては、相当に有力な要因であります。

○木村義八郎君 これは今後の日本経済のですね、運営なり、或いははです方向に持つて行くかといふ場合に一番重要な点だと私思ふのですが、それを政府がやはり有効需要を基にして経済政策を立てて行くかといふことを言つておりますから、この点十分聞いて置きたいと思ふのですが、一体有効需要といふものは、有効需要を基にして物資の需給計画を立てるといふことの考えがですね、それで計画なんか立ちつこないと思ふ。例えば有効需要を起すといつても、財政面から金融面へ起すといつても、その金が国民の方に渡つて行く、その金を一体誰がどういふふうに使ふかといふことを一体計画で測定できません。私は全く自由経済を計画的にやる、そういう経済を基礎にして、そうして貿易の需給計画を作つて、外貨予算を作れ、こういうことは私は不可能だと思ふ。若しか無理にやるならば、無理にやればそれが日本の経済に今度は攪乱的作用を及ぼして来る。やればやはり国内経済において計画的な態勢を作つてですねこれをやらなければいけない。有効需要を基に計画的に運用して行くかといふことは、私は矛盾しておると思ふのですが、これは安本長官はどういうふうにお考えで

すか。

○國務大臣(青木孝義君) 御承知の通り、我々は従来の統制経済から漸次自由経済への移行過程にあるかといふこととあります。併しながら我々野放しに自由経済を考へておるわけではございませんので、どうしても統制を必要とするもので、こういうものについては尙統制は継続中でございますし、又自由価格、公価格といふものを考へ、実行価格とを考へながら、有効需要等を勘案して、そうして国の経済と政策の面でこれを働かして行く、こういうこととありますので、有効需要といふ問題を考へないで、今日の政策はちよつと立ち難いといふふうになつておる次第であります。

○波多野鼎君 今の問題に関連してですね、まあそれから質問しますが、有効需要を基礎にしてこの貿易計画を立てるわけなんですか。大体今の政府のやり方は官吏の賃金なんかくつと抑えておる、生活に非常に困難なやうな状態に放置して置きながら、そういう有効需要とは一体何です。あれは物価なり、生活費の昂騰に応じて官吏の賃金でも上げて行けば有効需要で行くのですが、無理に抑えてしまふ。有効需要といふ何が有効需要であるかそこを一つ……。

○國務大臣(青木孝義君) 我々はこの四月以来ドッジ・ラインを厳守して、そうしてデイス・インフレの線を維持して行くかといふ考へでございます。賃金と物価の関係といふものを成るべく、この勿論凸凹はありますけれども、維持して行きたい。こういう考へ方から、勿論賃金をいくらでも殖やせるならば、それに応じた有効需要が起

つて来ることは私共了解いたしておりますが、併しながら賃金と物価の悪循環といふことが、インフレーションの最も大きな現象形態として我々は認めて参つたのでありますから、そこで物価と賃金の悪循環を阻止して行くといふことから、できるだけ物価も騰げないやうに、従つて賃金も成るべく動かすことのないやうにという方針で参つておる次第でございます。

○波多野鼎君 だからです、有効需要といふことじやないものであつて、実は日本の再建計画、これを基礎にして貿易計画を立てるといふことになるのじやないのですか。

○國務大臣(青木孝義君) 勿論有効需要といふのは、日本経済の変動におきまふところの、一つの要因であります。それが全部だとは考へておりません。ですからおっしゃることは私の方でもよく分つております。

○波多野鼎君 そこで安本長官にお尋ねしたいが、日本の再建計画といふ大きな枠の中において貿易計画を立てなければならぬ。再建計画から出て来る有効需要といふものを測定して計画を立てなければならぬのではないか。こう思ふのですが、そこでこれは本会議でも我が党の者が質問しましたが、再建計画を相当努力して作つたわけなのですけれども、これをこの間のやうに本会議での御答弁では、資料が不足であるとか、自由経済に持つて行かなければならぬからあつた計画をやるといふ御答弁でしたが、現在我々が使用し得る日本の統計、それに基いて出た結論が、統制、或いは計画といふ面に行かなければならぬといふことをその統計が指示するならば、それに政

府は従うべきではないか。これを無視して自由経済にどうしても持つて行かなければならぬ、こういう結論は承認できないといふのは、非常におかしいと思ふが……。

○國務大臣(青木孝義君) これは経済政策をいたしまして自由経済に持つて行くことは簡単に御答へしたのでありますが、併しこれも勿論一つの要素であります。我々が経済計画を立てて、而もその計画が相当長期に亘る計画の場合におきまして、いろいろ／＼経済的な変化が生じた場合に処して、例えばそういう経済計画が直ちにそのまま發表して適當であるかどうか、こういうことについては十分検討されなければなりませんので、差控えておつた。こう申上げたので、その間には恐らく矛盾がないと自分では考へておる次第でございます。

○波多野鼎君 この検討は政府だけでやるべきことではないと私は思ふ。八千万国民と共に検討すべきだと思ふ。その材料を政府は出すべきだと思ふ。そういう意味で我々は要求している。是非お出しになるお考えはございませうか。それも政府だけが秘密に持つて、政府がこそ／＼検討してゐるといふのではなく、国会に出して国民と共に検討したいといふ私は思ふ。それが民主政治のやり方だと私は思ふ。どう考へますか。

○國務大臣(青木孝義君) それは勿論いつ出すかといふことも、我々の立場をいたしますれば十分検討した上で出すならば出す。今日のところでは尙検討中に属しているといふことでござい

○委員長(佐々木良作君) ちよつと質問

問の中途ですが、議事の運営上ちよつと御相談申上げたいと思います。十二時ちよつと過ぎましたから、現在質問の中途であります、要求されておつた資料が出て来ない分がまだ大分あります。今日五十九條による不服の申立などに関する政令の要望が出ておりますが、閣僚審議会の整理ももう少し余裕があればという政府の答弁でありまして、まだ今日には間に合つておりません。

それから先程からの質問者はまだ終了してないわけでありまして。従いましてこの時間はまだ当分続けて、あと二、三十分間続けてやるという方法、或いは今日の午後でも適当な時間を捉えてやるという方法、或いは明日やるという方法、以上三つがあると思ひます。この三点、或いはそれ以外の問題につきまして一つ恐れ入りますが、各委員でちよつとここで御相談願ひまして、今後の運営を決めたらどうかと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 御異議ないと認めます。それでは五分間休憩……。

○木村禎八郎君 その前に資料をちよつと……。先程外貨予算の基礎になる物資需給計画、それは今作製中であるというお話であります、その資料がございしたら……。

○木内四郎君 昨日私が要求した資料は出せないというお話だったので、僕もそれを承しましたが、ちよつと違つた形で、裏からそれを出して貰いたいと思つたのは、各地域別といひますか、余り細かくでなくともいいけれども、それに対しての輸出入の計画を一つ出して頂きたいと思ひます。それが

なければ、今日予算などというものは出て来ない筈だろうと思ひます。それを一つ安本長官にお願ひいたします。

○委員長(佐々木良作君) 輸出入計画の見通しはありますね。

○國務大臣(青木孝義君) ちよつと申上げますが、四半期のは来月の初旬にできると思つておりますが……、今一生懸命やつておりますが……。

○木内四郎君 そうすると為替のこと

は昨日ないというお話だったので、これは仕方がないかも知れませんが、併しあれだけの予算を出すに当つておられるから、それがいい加減に当つておられる自分たちが捲きたというのを、今日白されたことになると思ひます。それでは非常に我々としても心許ないのです。だからもう少し地域的に、どういふ国家の再建計画に基いて、どういふものをどの程度に輸出する能力があるか、輸入の可能性はあるか、或いは輸出の見通しはどういふ地域でどういふ品目で、このくらいのあれがなければ予算を出してはちよつと困りますね。

○委員長(佐々木良作君) 今の可能か、或いは不可能な場合があるということをも含めて懇談して、今の運営上の御相談をしたいと思ひますが、よろしゅうございしますか、先程休憩と申上げましたが……。

○木内四郎君 ついでだけれども、大體後で多少違つても予算だから仕方がないので、一定の予算内におれたちは六百何億の為替を、この外貨予算を出したというのではちよつと通らないと思ひます。やはり何か一応の説明だけは出して置いて貰わんと困ります。

○波多野君 資料の要求ですが、外貨為替予算というのがあるのですが、この予算を四半期分でも何でもいいです、から、離型でもいいから是非出して貰いたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 先程木内さんの……。

○木内四郎君 それを、昨日要求したけれども出せない……。

○木村禎八郎君 どうして出せないのですか。

○政府委員(木内信胤君) ちよつと御説明いたします。何か外国貿易その他に関する予算で、年間の大きな予算、これは例えば輸出は、四億ドルでできるだろうといふたような、私はつきり数字を記憶いたしません、そういう大きな見込みではない、現状においてはでき得る限りの正確度を盛りながら大きな予算を立てたわけでありまして。それがこの四月頃には外国貿易特別会計といふものの総額として計上されたのであります。それは通産省が輸入者であり、又輸出代金を拂うという関係におきまして、政府の資金で賄われたわけでありまして、それが今度様子が變りまして、為替會計でやることになりまして、これを貿易會計から為替會計に移すというのが、今度の補正予算として出されたものであります。その関係もこの法案の中に盛られてございします。

外貨予算とはや別個の関係であり、大きな見込みの中でこの四半期、なかなか今出ず輸入許可は、これは割当の分と早廻しと二つあります。その今出ず輸入許可は通貨別、国別、勘定別といふふうにするというものが外貨予算でありまして、これはやはり輸入許可の

出方方の一つの指針である。これはおつしやるような、何といひますか、基礎計画とがつちり組んだその上でなければできないといふものではなくて、むしろそれをやりながら成る程この商品には非常に需要が多い。或いはそういうことが実施して見て分つて来ます。それに従つての御説明があつたと思ひますが、四半期と申しますか、先ず一、三の予算を組んで、一月中には二、四の予算を組むというやうなことに参りますので、実施の状況を見ながら、これを逐次替えて行くことにしようといふふうに行くわけです。これは基礎計画がつちりできていなければできないといふものではなくて、これを今まで、この予算を出すについてまだその予算がないといふことは、そういう事態でありますから御許し願ひすると思ひます。一、三のものを組みますには十二月に組んで十分に間に合ふ。こういう関係にあるのであります。

○波多野君 だからさつきから問題にするのであつて、外国貿易の外貨の割当方策といふものを決める場合に、日本の経済の再建計画といふものがなければ決まらない。出たためをやつてしまふことになる。そういう出たためなことでは日本経済の再建はできない。私の言うのは先ず一、三の外貨予算ができるならば、それを手掛りにして私共は民自内閣が如何なる日本再建計画を持つておるかを知ろうとしておる。これを分かれて別々のものとして出すといふような無茶なことはない。早い者勝ちだとか何とか言つて予想しさえすれば如何にもうまくやり過ぎた、足りなくなつたら、今度はこちら

らにやるといふ、そういう出たためな政治なんかありつこないと思ひます。是非これは出して貰いたいと思ひます。

○木内四郎君 今度は輸出入のバランスを取るやうにこれを考へておられるわけでありまして、予想をしておつても輸出ができない場合には、為替がなから輸入ができないといふのかどうか。若し輸入ができない場合に、一定のどうしても日本で輸入をしなければならぬものがある場合には、或いはクレジットを設定するとか何かやるかどうか、現在一体どれだけの為替資金があつて、どういふものに使う計画であるか。例えばこれをどういふふうなふうなクレジットで補うつもりであるか、そういうことについても計数を出せたら出して貰いたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) それでは只今のお話に基きまして一応速記を停止して、そうして御相談をいたしたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) では速記を停止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐々木良作君) では速記を始めて下さい。

○木内四郎君 ちよつとあなたのさつき言われたことについて一分間だけ、明らかにして置いた方がいと思ひます。とは、さつき木村委員からの質問に対して、通産大臣は三百六十円ベースは今日では変えるつもりはない。併し将来輸出入の関係、或いは物価の関係で変えることがあるかも知れんといふことを言われたが、総理大臣は本会議で施政演説の中で三百六十円といふものは

にやるといふ、そういう出たためな政治なんかありつこないと思ひます。是非これは出して貰いたいと思ひます。

円安に決めたのだ、絶対に変える必要はないと言われた。勿論誰が何と言つても今通産大臣が言われたように将来の輸出入の關係、或いは物価の關係で変える必要があり得ると思われれば、商工大臣が言われたことは、如何にも今日は変えないけれども、年でも越せば変えることがあるかも知れないというように聞こえる腹れがあると思うので、その点そういう意味ですか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 今木村さんの聞かれたのは、原則論として、為替は一体据え置いたらこれは意味をなさないと御議論で、それに対して、無論その通り、理論的には木村さんのお説の通り、その通りでありますということを答えたのです。併しながら今日という言葉はきょうという意味ではなくて、或る期間、少くとも我々は変えないことの方が適當であるということを考えるというのを申し上げたのであります。これは明日、明後日変えるという意味ではなく、年が明けたら変えるという意味でもありません。少くとも私はこの為替が維持できる情勢に日本がある限りにおいては、というのでそういうことを申し上げた。例へば尙今日はいわゆる企業合理化その他の方法によつて十分これをカバーし得ると今我々は考える。そうして一方において変えることによつて悪い影響が起るから……これはきょうという意味ではないのであつて、理論的には木村さんの言われる通りですが、我々は変える考えはない。こういう気持ちだということを御了解願いたいと思ひます。

○木内四郎君 資料に關連して、クレジットのことに關連して、資金が足りないときにはクレジットを設定するお考えがあるか、或いは初めからクレジットを設定するお考えがあるかどうかということですが、輸出ができなければ、輸入の方も必要なものがあつても入れないということになるが、そういう考えではないだろうかと思う。

○國務大臣(青木孝義君) 輸入したいけれども、どうしても輸入しなければならぬというもののについて、輸出がないために輸入資金がない、その場合には一体どうするか、こういう御質問であつたと思ひますが、それは今のところでは、我々としてはできるだけの調和を図つて行くということをやつて参りますけれども、若しそういうことが起りました場合には又そのときに考えたいと思ひます。(笑聲)

○木内四郎君 ちよつと關連して一言だけですが、そのスタートにおいて、資金の關係からいつて、そういう事態は初めの頃に發生する腹れがあるかどうかというのです。スタートにおいてそういう腹れは初めからないかというのです。

○國務大臣(青木孝義君) 先ずないと存じております。(笑聲)

○木内四郎君 それに關連して私はさつき基礎資料を出して頂きたいと言つたのです。

○政府委員(谷林正敏君) 今のにもよつと追加して御説明申し上げます。これはこの予算を作るときに、そういう事態が一応起らないようにというので、予算の中に予備費……、通常予備費と臨時予備費、こういう二つの項目が入つておりまして、非常に慎重にそういうことがないようという気持ちで作るわけでありまして、それで万一予想に反

して非常に輸出が少くなつた。そのために輸入するのが一応できなくなつた場合にはどうするかということは、今から言えます。それは、その場合には輸入を減らす以外に方法はないということでありまして、又そのときになりましてクレジットその他の問題が起るの別箇の問題でありまして、それを予想してはそれはなし得ないということをお申上げて置きます。

○木内四郎君 今は輸出の方はつかえておる今日の狀態において、スタートから故障はないか。日本の円で組んだ予算において予備費があるのはあなたから言われなくても分つておりますけれども、外国為替の操作の上に支障がないか、ないならぬであつた方の方からさつき要求した計數を出して頂ければよい。

○政府委員(谷林正敏君) ございませう。

○西川昌夫君 宗教団体又は慈善団体等が無償で以て物資をアメリカあたりから持つて来る場合には、この法律の適用はどういうことになりますか。

○説明員(武内龍治君) 只今の御質問は外貨予算のうちに入るかどうかという事でございませう。それとも輸入の方針としてそういうものを許すかどうかという御質問でありますか、どちらですか。

○西川昌夫君 管理法ですから管理内にあるのかないのか、フリー・パスインゲ……。

○説明員(武内龍治君) それはやはり輸入の許可の中に入りまして、やはり管理の中に入るわけでありまして、

だ御質問があると思ひますが、明日又継続いたしますから、今日の委員会はこれで散会いたします。明日は十時に開会いたします。

尚予定を申上げて誠に申訳ありませんが、でき得れば明日の午前中に今の連合委員会の継続の質問を終了したいと思ひますから、できるだけ御協力願ひたいと思ひます。散会いたします。

午後零時二十二分散会
出席者は左の通り。

經濟安定委員
委員長 佐々木良作君
理事 西川 昌夫君
安達 良助君
帆足 計君
委員 和田 博雄君
横尾 龍君
奥 むめお君
藤井 丙午君
櫻内 辰郎君
波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君
委員 木内 四郎君
小宮山常吉君
川上 嘉君
木村禰八郎君
米倉 龍也君
小畑 哲夫君
中川 以良君
通商産業委員
委員長
委員

小杉 繁安君
境野 清雄君
宇都宮 登君
鎌田 逸郎君
駒井 藤平君
國務大臣 稻垣平太郎君
青木 孝義君
政府委員 木内 信胤君
外務省管理委員會委員長 伊原 隆君
大藏事務官(理財局長) 谷林 正敏君
通商産業事務官(通商局長) 武内 龍次君

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所